



栃木県公報

平成30(2018)年
5月25日(金)
第2989号

目次

告 示

- 自衛官候補生の募集期間..... 445
- 自衛官候補生の採用試験の試験期日等..... 445
- 予定保安林..... 446
- 保安林の解除..... 447
- 生活保護法による指定介護機関の指定..... 447
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定..... 449
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定..... 450
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定..... 450
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定に係る変更..... 451
- 土地改良区定款変更の認可..... 451
- 道路の区域の変更..... 451
- 道路の供用開始..... 452

公 告

- 平成30(2018)年度職業訓練指導員試験の実施..... 452
- 平成30(2018)年度屋外広告物講習会の開催..... 454

調 達 等 公 告

- 入札公告(特定調達公告)..... 455

正 誤

- 第2983号中..... 457

告 示

栃木県告示第277号

平成30(2018)年度における自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条(同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成30(2018)年5月25日

栃木県知事 福田 富一

募 集 種 目	募 集 期 間
自衛官候補生(男子・女子)	平成30(2018)年6月13日(水)～同月30日(土)

栃木県告示第278号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項(同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定めたので告示する。

平成30(2018)年5月25日

栃木県知事 福 田 富 一

募 集 種 目	試 験 期 日	試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
自衛官候補生 (男子・女子)	平成30 (2018) 年 7 月 21 日 (土)	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原 1 丁目 5 番 45号
	平成30 (2018) 年 7 月 22 日 (日)		

(市町村課)

栃木県告示第279号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30 (2018) 年 5 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 保安林予定森林の所在場所

塩谷郡塩谷町大字船生字東沢8765、8768、8772、8774、8775、字西沢8777、8780、字足尾谷沢8784、8789、8791

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

栃木市平井町字太平沢659- 1 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字太平沢659- 1 (次の図に示す部分に限る。) 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。)

III

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那須町大字梓字山神648-105

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第280号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次の森林について、保安林の指定を解除する。

平成30(2018)年5月25日

栃木県知事 福田 富一

I

1 解除に係る保安林の所在場所

鹿沼市茂呂字愛宕山2047(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 解除に係る保安林の所在場所

鹿沼市茂呂字愛宕山2047(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第281号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。以下同じ。)第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30(2018)年5月25日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居宅介護の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成 30 (2018) 年 3月1日	医療法人社団 オー・ド・ヴィー	栃木市小平町12番 地17	こひらメディカル クリニック	栃木市小平町12番 地17	居宅療養管 理指導
平成 30 (2018) 年 3月16日	株式会社カワチ薬 品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局大平店	栃木市大平町下皆 川299-1	居宅療養管 理指導
平成 30 (2018) 年 4月6日	株式会社サンシン	足利市助戸1丁目 642番地1	株式会社サンシン ひばり薬局藤岡店	栃木市藤岡町藤岡 5006	居宅療養管 理指導
平成 30 (2018) 年 4月1日	エムシー関東株式 会社	足利市西砂原後町 1220	ラベンダー薬局	栃木市岩舟町新里 181番地3	居宅療養管 理指導
平成 30 (2018) 年 4月1日	エムシー関東株式 会社	足利市西砂原後町 1220	エムシー関東株式 会社スズラン薬局	佐野市堀米町 3936-7	居宅療養管 理指導
平成 30 (2018) 年 3月16日	株式会社カワチ薬 品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局黒磯店	那須塩原市末広町 65-2	居宅療養管 理指導
平成 30 (2018) 年 3月1日	社会福祉法人同愛 会	塩谷郡塩谷町熊ノ 木1057番地1	認知症高齢者グ ループホーム『四 季の空』	那須塩原市二区町 352番地180	認知症対応 型共同生活 介護

2 居宅介護支援事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成 30 (2018) 年 4月1日	有限会社カズコーポ レーション	千葉県船橋市大穴北 八丁目9番15号	ハートピアさくらの 郷	さくら市喜連川5633

3 介護予防事業者

指 定 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介護予防の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成 30 (2018) 年 3月1日	医療法人社団 オー・ド・ヴィー	栃木市小平町12番 地17	こひらメディカル クリニック	栃木市小平町12番 地17	介護予防居 宅療養管理 指導
平成 30 (2018) 年 3月16日	株式会社カワチ薬 品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局大平店	栃木市大平町下皆 川299-1	介護予防居 宅療養管理 指導

平成30 (2018)年 4月6日	株式会社サンシン	足利市助戸1丁目 642番地1	株式会社サンシン ひばり薬局藤岡店	栃木市藤岡町藤岡 5006	介護予防居 宅療養管理 指導
平成30 (2018)年 4月1日	エムシー関東株式 会社	足利市西砂原後町 1220	ラベンダー薬局	栃木市岩舟町新里 181番地3	介護予防居 宅療養管理 指導
平成30 (2018)年 4月1日	エムシー関東株式 会社	足利市西砂原後町 1220	エムシー関東株式 会社スズラン薬局	佐野市堀米町 3936-7	介護予防居 宅療養管理 指導
平成30 (2018)年 3月16日	株式会社カワチ薬 品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局黒磯店	那須塩原市末広町 65-2	介護予防居 宅療養管理 指導
平成30 (2018)年 3月1日	社会福祉法人同愛 会	塩谷郡塩谷町熊ノ 木1057番地1	認知症高齢者グ ループホーム『四 季の空』	那須塩原市二区町 352番地180	介護予防認 知症対応型 共同生活介 護
平成30 (2018)年 3月15日	社会福祉法人慈愛 会	さくら市鍛冶ケ沢 57番地1	特別養護老人ホー ムエリム	さくら市鍛冶ケ沢 57番地1	介護予防短 期入所生活 介護
平成30 (2018)年 3月15日	社会福祉法人慈愛 会	さくら市鍛冶ケ沢 57番地1	ヘルパーステー ションエリム	さくら市鍛冶ケ沢 57番地1	介護予防訪 問介護
平成30 (2018)年 3月15日	社会福祉法人慈愛 会	さくら市鍛冶ケ沢 57番地1	デイサービスセン ターエリム	さくら市鍛冶ケ沢 57番地1	介護予防通 所介護

4 介護予防支援事業者

指 定 年 月 日	介 護 予 防 支 援 事 業 者		介 護 予 防 支 援 事 業 所	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
平成30 (2018)年 3月15日	社会福祉法人慈愛会	さくら市鍛冶ケ沢57番地1	さくら市地域包括支援センターエリム	さくら市鍛冶ケ沢57番地1

(保健福祉課)

栃木県告示第282号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年5月25日

栃木県知事 福田 富一

1 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
メープル薬局益子西店	芳賀郡益子町塙304-3	株式会社市山	平成30(2018)年 4月26日

2 指定訪問看護事業者

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
LC訪問看護リハビリステーション	下野市駅東3-6-9ロコビレッジ1F3692・3693	株式会社Life-Cue	平成30(2018)年4月1日

栃木県告示第283号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年5月25日

栃木県知事 福田 富一

1 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
プラザ薬局雀宮店	宇都宮市新富町2番7号	株式会社メディカルグリーン	平成30(2018)年4月18日
メープル薬局益子西店	芳賀郡益子町塙304-3	株式会社市山	平成30(2018)年4月26日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
LC訪問看護リハビリステーション	下野市駅東3-6-9ロコビレッジ1F3692・3693	株式会社Life-Cue	平成30(2018)年4月1日

(健康増進課)

栃木県告示第284号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年5月25日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
かみやま子どもと親のクリニック	宇都宮市鶴田町1506-5	かみやま子どもと親のクリニック 院長 上山 泰淳	平成30(2018)年5月1日	精神通院医療
亀田整形外科内科医院	栃木市箱森町25-72	医療法人甲陽会 理事長 亀田 正裕	平成30(2018)年5月1日	精神通院医療
祇園薬局	下野市祇園1-2-1	株式会社Hands-M 代表取締役 南雲 雅弘	平成30(2018)年4月1日	精神通院医療
メープル薬局益子西店	益子町塙304-3	株式会社市山 代表取締役 石橋 弘忠	平成30(2018)年5月1日	精神通院医療
オレンジ薬局大田原店	大田原市町島4-7	株式会社ノースファーマ 代表取締役 大部 修	平成30(2018)年5月1日	精神通院医療

訪問看護かえりえ小山	小山市駅東通り1-33-11-4F	株式会社やさしい手 代表取締役社長 香取 幹	平成30 (2018)年 5月1日	精神通院医療
訪問看護ステーション那須	那須塩原市豊浦10-706	医療法人社団弘徳会 理事長 菊地 章弘	平成30 (2018)年 5月1日	精神通院医療
訪問看護ステーションゆりの木	大田原市山の手1-1-7	一般社団法人訪問看護ステーションゆりの木 代表理事 三浦 知津子	平成30 (2018)年 5月1日	精神通院医療

栃木県告示第285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成30(2018)年5月25日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	開設者名	変更年月日	自立支援医療の種類
共創未来岩舟薬局 (スカイ薬局岩舟)	栃木市岩舟町和泉1457-6	株式会社ファーマみらい 代表取締役 清原 陽子	平成30 (2018)年 4月13日	精神通院医療
共創未来やまべ薬局 (やまべ薬局)	足利市堀込町2856-1	株式会社ファーマみらい 代表取締役 清原 陽子	平成30 (2018)年 4月14日	精神通院医療
共創未来小山薬局 (ひまわり薬局小山店)	小山市八幡町2-7-15	株式会社ファーマみらい 代表取締役 清原 陽子	平成30 (2018)年 4月13日	精神通院医療
共創未来黒磯薬局 (黒磯ロイヤル薬局)	那須塩原市若葉町66-120	株式会社ファーマみらい 代表取締役 清原 陽子	平成30 (2018)年 4月30日	精神通院医療

※表中の()内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第286号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30(2018)年5月25日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
馬頭土地改良区	平成30(2018)年5月14日
益子町土地改良区	平成30(2018)年5月15日

(農地整備課)

栃木県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30 (2018) 年 5 月 25 日から同年 6 月 25 日まで一般の縦覧に供する。

平成30 (2018) 年 5 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 太平山公園線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
83	前	栃木市祝町字東下毛田384-2 から 栃木市祝町字東下毛田381まで	9.5 ~ 10.4	100.2	
	後	栃木市祝町字東下毛田384-2 から 栃木市祝町字東下毛田381まで	9.5 ~ 13.3	100.2	

II

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 栃木佐野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
324	前	栃木市泉川町36-1 から 佐野市泉川町35まで	16.0 ~ 16.0	25.6	
	後	栃木市泉川町36-1 から 佐野市泉川町35まで	16.0 ~ 21.2	25.6	

栃木県告示第288号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30 (2018) 年 5 月 25 日から同年 6 月 25 日まで一般の縦覧に供する。

平成30 (2018) 年 5 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
170	一 般 県 道 親 園 南 金 丸 線	大田原市親園字前原617-1 から 大田原市親園字前原618まで	平成30 (2018) 年 5 月 25 日
324	主 要 地 方 道 栃 木 佐 野 線	栃木市泉川町36-1 から 栃木市泉川町35まで	平成30 (2018) 年 5 月 25 日

(道路保全課)

公 告

○平成30年度職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第30条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則 (昭和44年労働省令第24号) 第45条第 2 項の規定により公示する。

平成30 (2018) 年 5 月 25 日

栃木県知事 福田 富 一

1 試験の区分

学科試験のうち指導方法

2 試験の科目

職業能力開発促進法施行規則別表第11に掲げる免許職種について指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）の試験を実施する。

3 受験資格

職業能力開発促進法施行規則第45条の2の規定に該当する者であって、同令第46条の規定により実技試験の全部及び関連学科試験の全部が免除となる者

4 試験の期日

平成30（2018）年8月2日（木）午前10時～午前10時45分

5 試験の場所

栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県庁舎本館6階大会議室1

※ なお、試験当日は試験開始30分前までに集合すること。

6 受験申請手続

(1) 提出書類

① 職業訓練指導員試験受験申請書

② 履歴書（受験申請書の裏面）

③ 受験票・写真票

申請前6ヵ月以内に撮影した上半身正面脱帽の写真1枚貼付（3cm×4cmの大きさで裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）

④ 試験の免除を受けることができる者であることを証する書類

(2) 書類の提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県産業労働観光部労働政策課産業人材育成担当

※ 郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書すること。

(3) 受付期間

平成30（2018）年6月4日（月）から同月15日（金）まで

※ 郵送の場合は、平成30（2018）年6月15日の消印のあるものまで有効。

(4) 受験手数料の額

学科試験（指導方法） 3,100円

(5) 受験手数料の納付方法

受験手数料相当額の栃木県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼付するものとする。

なお、受験申請書受理後、手数料は返還しないものとする。

(6) 受験票の交付

受験申請書を受理した後、受験票を送付する。

7 合格者の発表

(1) 合否判定の基準

満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

(2) 合格発表の方法

平成30（2018）年8月31日（金）に合格者宛て通知するほか、栃木県庁本庁舎掲示板に掲示する。

なお、栃木県のホームページにも、合格者受験番号を掲載する。

ホームページアドレス（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/shidouinmenkyo.html>）

8 欠格者

職業能力開発促進法第28条第5項の規定により、3に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

9 その他

- (1) 試験当日は、受験票及び筆記用具（黒ボールペン）を持参すること。
- (2) 受験申請書は、栃木県産業労働観光部労働政策課、各県立産業技術専門校、各県民相談室及び栃木県職業能力開発協会等において配布する。
- (3) 試験結果の簡易開示

栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）に基づき、合格発表の日から1ヶ月間、試験の得点を開示する。希望する場合は、受験者本人が自動車運転免許証等本人を確認できるもの及び受験票又は合格通知を持参すること。（受験者本人に限る。代理は不可）なお、電話による開示には応じない。

○開示実施場所：栃木県産業労働観光部労働政策課

○開 示 期 間：平成30 (2018) 年 8 月 31 日（金）から同年 9 月 28 日（金）まで

- (4) 問合せ先

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県産業労働観光部労働政策課産業人材育成担当

TEL 028-623-3238

(労働政策課)

○平成30 (2018) 年度屋外広告物講習会の開催

栃木県屋外広告物条例（昭和39年栃木県条例第64号）第27条第1項の規定により、平成30 (2018) 年度屋外広告物講習会を開催するので、栃木県屋外広告物条例施行規則（平成11年栃木県規則第46号）第18条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30 (2018) 年 5 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 日時

平成30 (2018) 年 8 月 22 日（水） 午前 9 時 25 分から午後 5 時まで

2 場所

宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県庁東館4階 講堂

3 受講定員

100名

4 講習課程

- (1) 屋外広告物の法令に関する課程
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する課程
- (3) 屋外広告物の施工に関する課程

5 受講手続

- (1) 提出書類、提出先及び提出方法

屋外広告物講習会受講申請書に所定の事項を記入し、受講手数料として3,600円分の栃木県収入証紙及び写真（申請前6月以内に無帽子で正面から上半身を撮影した縦5センチメートル、横4センチメートルのもの）1枚を屋外広告物講習会受講申請書に貼付の上、最寄りの土木事務所屋外広告物担当窓口を持参すること（郵送では受け付けない）。

なお、屋外広告物講習会受講申請書を受け付けた後は、受講手数料は返還しない。

- (2) 受付期間及び受付時間

平成30 (2018) 年 7 月 2 日（月）から同月31日（火）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切

ることがある。)

6 講習課程の一部免除

次のいずれかに該当する者については、講習課程のうち屋外広告物の施工に関する課程が免除されるので、屋外広告物講習会受講申請書にその者であることを証する書面又はその写しを添付すること。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号から第3号までに掲げるいずれかの種類の主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練の課程(帆布製品製造科に係るものに限る。)を修了した者、同法第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許(帆布製品製造科に係るものに限る。)を有する者、同法第44条第2項に規定する技能検定(帆布製品製造科に係るものに限る。)に合格した者又は職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法第8条第1号に規定する養成訓練若しくは同条第3号に規定する能力再開発訓練の課程(帆布製品製造科に係るものに限る。)を修了した者

7 その他

- (1) 屋外広告物講習会案内及び屋外広告物講習会受講申請書は、各土木事務所で配布するほか、栃木県県土整備部都市計画課のホームページ(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/town/machidukuri/keikan/071.html>)からダウンロードすることができる。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「屋外広告物講習会案内希望」と朱書し、角2の返信用封筒(宛先を明記し、120円切手を貼付したもの)を同封の上、栃木県県土整備部都市計画課宛て請求すること。

- (2) 講習会に関する問合せ先

〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号
栃木県県土整備部都市計画課景観づくり担当
電話番号 028-623-2463

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30(2018)年5月25日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 新情報通信ネットワークシステム機器 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成30(2018)年10月1日から平成36(2024)年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

- (4) 借入場所 栃木県警察本部及び各警察署等

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類N通信、情報処理2情報関連サービス又は大分類Pその他のサービス2リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成30 (2018) 年 7 月 12 日から同月 13 日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号) に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8510 栃木県宇都宮市埜田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話 028-621-0110 (内線 2246)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成 30 (2018) 年 5 月 25 日から同年 7 月 4 日までの日 (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成 30 (2018) 年 7 月 12 日午後 5 時(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 開札の日時及び場所 平成 30 (2018) 年 7 月 13 日午前 10 時 栃木県警察本部庁舎 2 階入札室

(4) 入札方法 1 の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成 30 (2018) 年 5 月 25 日から同年 7 月 4 日まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。

(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 確認結果の通知 平成 30 (2018) 年 7 月 11 日までに通知する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、警察本部警務部会計課で交付する新情報通信ネットワークシステム機器仕様書に基づき作成した仕様書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県警察本部警務部情報管理課長が、入札者の作成した仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 入札者の作成した仕様書が、警察本部警務部会計課で交付する新情報通信ネットワークシステム機器仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 入札の無効 2 の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則 (平成 7 年栃木県規則第 12 号) 第 156 条第 3 号から第 7 号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法 (4) の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第 154 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Apparatuses for New Information and Communication Network System.

(2) Time and Date of bidding:

5:00 p.m. July 12,2018

(3) Information is available at:

Treasurer Section,

Finance Division,

Department of Police Administration,

Tochigi Prefectural Police Headquarters

1-1-20 Hanawada,Utsunomiya,Tochigi 320-8510 TEL.028-621-0110(extension2246)

(警察本部警務部会計課)

正 誤

発 行 番 号	ペ ー ジ	行	正	誤
第2983号	393	下から4	雀見 壽世 雀見 壽世	雀見 壽世 雀見 壽世
	395	16	和地 忠則 和地 忠則	和知 忠則 和知 忠則